

## 平成 24 年度大気環境基準監視調査 (県行政検査)

### 大気環境科

大気汚染防止法第 22 条に基づいて、県内の 6 市 1 町(四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、松山市、松前町、大洲市)に計 29 箇所の大気汚染常時監視局を設置し、環境濃度の測定を実施している。このうち、

東予地域 3 市に設置している 19 測定局については、テレメーターシステムにより、毎時、常時監視を実施している。また、松山市については、大気汚染防止法に基づく政令市に指定されていることから、同市がテレメーターにより、毎時、常時監視を実施しており、そのデータは県のテレメーターシステムにも接続されており、併せて、常時監視を実施している。測定項目のうち、微小粒子状物質、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び一酸化炭素については、環境基準が定められている。

### 大気汚染常時監視調査

測定日数	通年
測定項目	微小粒子状物質、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)、一酸化炭素、光化学オキシダント、総炭化水素、メタン、非メタン炭化水素、風向、風速、気温、湿度、日射量、気圧、雨量

## 平成 24 年度有害大気汚染物質調査 (県行政検査)

### 大気環境科

環境基準設定物質であるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質及び優先取組物質であるクロロホルム等 16 物質について、新居浜市及び宇和島市において毎月 1 回調査を実施している。

### 有害大気汚染物質調査

対象地点	2 地点
調査日数	1 回／月
分析項目	ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン、塩化メチル、トルエン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ニッケル化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン 計 20 物質
分析件数	480 件